

申込に必要な書類

下記の1～3を提出して下さい。(※4をお持ちの方は提出ください。)

- 1、 特別養護老人ホーム明照園入所申込書
- 2、 介護保険証の写し
- 3、 主治医の診断書
- 4、 ※介護保険負担限度額認定証の写し

介護保険負担限度額認定証とは、食事・居住費の減額を受ける為に必要な認定証です。保険者で申請を行い交付を受ける必要があります。

医療保険の食事負担減額とは別になります。

特例入所（要介護1～2の認定を受けておられる方）に該当される方は、下記の内容がわかる文章の添付が必要です。宜しく申し上げます。

ア、 認知症により日常生活の支障がある方

*現在、提出して頂いている診断書以外に主治医の診断により、認知症の症状により生活が困難であるといった証明のわかる内容の書類を提出して下さい。(書式に関しましては指定していません。)

イ、 知的・精神障害等で日常生活に支障を来すような症状等が頻繁にある方

*知的・精神障がい者手帳（障がい者手帳）のコピーを提出下さい。

*障がい者手帳をお持ちでない方に関しましては、主治医より精神疾患・知的障がいと診断される内容（診断名）とそれにより日常生活に支障があると判断できる内容の書類を提出して下さい。(書式に関しましては指定していません。)

ウ、 深刻な虐待等による心身の安全安心の確保が困難な状態とある方

*地域医包括支援センター等の虐待対応を行う機関に相談を行っている等の内容や担当されている方の署名の入った書類を提出して下さい。(書式に関しては指定していません。)

エ、 単身世帯である。同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できない方

*具体的に詳しい状況や内容を記載下さい。(書式に関しては指定していません)

入所申込が済まれた後の注意事項

* 下記の内容については、申込者の方は必ず確認して頂き対応頂きますようお願い致します。

- 1、 お手持ちの介護保険証の有効期限が切れる前に、必ず介護保険認定の更新を行って下さい。
 - * 認定の有効期限が切れても更新を行われず、介護認定を持っておられない場合には老人ホーム（以降：特養）の入所申込みができません。特養の入所申込条件として介護認定を受けていることが前提となりますのでご理解お願い致します。
 - * 介護保険の更新認定を受けられた場合、認定期間の途中で介護度が変更になった場合には、必ず施設へ介護保険証の写しを提出して下さい。

- 2、 『要介護3・4・5』から『要介護1・2』へ認定が変わられた場合の対応。
 - * 『要介護1・2』の方は特例入所となりますので、再度入所申込を行う必要があります。そのままでは入所受付が出来なくなりますので、ご相談頂ければと思います。

下記の場合には、お手数お掛け致しますが施設へご報告下さい。

- ① 明照園に入所申込みを行われた後、他の施設へ入所され、明照園への入所を希望されない場合にはご報告下さい。
- ② 入所希望者がお亡くなりになられた時。
- ③ 入所の希望が無くなった時。
- ④ 認定期間中に要介護度区分が変わった時。（入所順位が変わりますのでご報告下さい。）